

法人名	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター (平成13年4月1日設立) <特定> (理事長:高 為重)
目的	青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図る。
主要業務	1 青少年教育関係者等に対する研修のための施設を設置すること。2 1に掲げる施設において青少年教育関係者等に対する研修を行うこと。3 1に掲げる施設を青少年教育関係者等に対する研修のための利用に供すること。4 青少年教育関係者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。5 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること。6 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。7 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。イ 青少年のうちおおむね18歳以下の者の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他体験活動の振興を図る活動、ロ 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動、ハ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発、8 1から7に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会 (委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	スポーツ・青少年分科会 (分科会長:加賀谷 淳子)
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準(手法)の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとにその実施状況について、次のような5段階評価を行う。</p> <p>A+: 特に優れた実績を上げている</p> <p>A: 中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている</p> <p>B: 中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かって概ね成果を上げている</p> <p>C: 中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である</p> <p>C-: 評価委員会として業務改善の勧告を行う必要がある</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評定基準を設定して評価を行う。</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営(財務、人事等)など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価する。</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の17年度業務実績評価結果の概要	項目別評価					
	○ 評価結果					
	1 業務運営の効率化					
	「業務の効率化状況」及び「管理運営の合理化状況」の2つの中項目について評価を実施					
	年度	平成13	14	15	16	17
	評価結果(項目数)	A: 2	A: 2	A: 2	A: 2	A: 2
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上					
	「主催事業の実施状況」、「受入れ事業の実施状況」等6つの中項目が設定されているが、中項目のうち「附帯する事項」については主業務の評定に含むとして、5つの中項目で評価を実施					
	年度	平成13	14	15	16	17
	評価結果(項目数)	A: 1 B: 4	A: 3 B: 2	A: 3 B: 2	A: 4 B: 1	A: 3 B: 2
	3 予算、収支計画及び資金計画					
	<平成13年度: A、14年度: A、15年度: A、16年度: B、17年度: B>					
	4 短期借入金の限度額					
	<平成13年度: -、14年度: -、15年度: -、16年度: -、17年度: ->					
	5 重要な財産の譲渡等					
	<平成13年度: -、14年度: -、15年度: -、16年度: -、17年度: ->					
	6 剰余金の使途					
	<平成13年度: -、14年度: -、15年度: -、16年度: -、17年度: ->					
	7 その他業務運営に関する事項					
	「施設・設備に関する事項」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施					
	年度	平成13	14	15	16	17
	評価結果(項目数)	A: 1 B: 1	A: 2	A: 2	A: 2	A: 2
《参考》定量的指標の実績(平成17年度)(例)						
	指標	中期計画	年度計画	実績		
	利用者数	毎年延べ100万人以上	延べ100万人	約178.1万人		
	利用団体の満足度	70%以上	-	総合的な満足度: 引率者93.7%、利用者85.9%		
(注) 「中期計画欄に記載されている数値の指標は、「中期目標」に掲げられているものを記載している。						

総合評価

① 評価を通じて得られた法人の今後の課題

- 主催事業については、青少年教育のナショナルセンターとして実施する必要の高い事業を重点的に精選・見直しを図り、参加者からの高い満足度を得たことは評価できる。今後も事業成果の普及を図るとともに、参加者アンケートの結果を踏まえた事業の見直しを期待する。
- 青少年及び青少年教育の現状や課題に関する基礎的な調査及び研究、今日的な課題に対応した調査研究を実施したことは評価できる。今後は事業の成果を青少年教育関係機関や公立施設へ更に普及することが望まれる。
- 助成事業については、子どもゆめ基金の認知度の向上に努めたことは評価できる。引き続き透明性、公平性の確保に努めるとともに、制度の更なる周知を図ることが望まれる。
- 今後とも、利用者の安全確保、身体障害者等に配慮した施設・設備の整備を図ることが望まれる。

② 法人経営に関する意見

- 中期目標期間最終年度にあたって、理事長のリーダーシップの下、法人の設立目的、趣旨に沿った運営を行い主催事業、受入れ事業、調査研究事業、助成事業等の各種事業を見直し・改善を図りつつ着実に実施したことは評価できる。今後も事業運営の改善を期待する。
- 引き続き、利用者サービスの低下を招かないよう配慮しつつ光熱水料を始めとした諸経費の節減や業務の効率化を図ることを期待する。
- 国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家及び国立少年自然の家の青少年教育3法人の統合を踏まえ、統合に向けた諸準備のための体制の整備を図ったことは評価できる。今後は、各法人がこれまで蓄積したノウハウを活かして、青少年教育の振興と青少年の健全育成を図ることを期待する。

項目別評価

○ 評価結果

1 業務運営の効率化：A

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

「主催事業の実施状況」、「受入れ事業の実施状況」等5つの中項目について評価を実施

評価結果（項目数）	A：3 B：2
-----------	------------

3 財務内容の改善に関する事項

収入の確保等の状況：A

4 その他業務運営に関する重要事項

施設・設備の整備状況：A

《参考》定量的指標の実績（例）

指 標	中期計画	実 績
利用者数	毎年延べ100万人以上	平成13年度：1,178,167人 14年度：1,354,075人 15年度：1,529,336人 16年度：1,592,736人 17年度：1,781,198人

（注）「中期計画」欄に記載されている数値の指標は、「中期目標」に掲げられているものを記載している。

総合評価

① 評価を通じて得られた法人の今後の課題

- 主催事業については、青少年教育のナショナルセンターとして実施する必要性の高い事業に重点的に精選・見直しを図っており評価できる。今後も、国の施策、社会の要請、青少年及び青少年教育の喫緊の課題に対応した事業を行うことを期待する。
- 受入れ事業については、受付期間の改善やインターネット等を利用した情報提供の充実など利用者サービスの向上を図り、大幅な利用者増を確保したことは評価できる。今後も利用者の声を反映した改善を期待する。
- 連携協力については、今後とも、国内外の青少年教育施設、関係機関等との連携協力を進めることを期待する。
- 調査研究については、青少年教育の動向や課題を捉え、国の政策立案や多くの青少年教育関係者にとって役立つ調査研究の実施内容・方法等について検討していくことを期待する。
- 助成事業については、法人化初年度である平成13年度に基金が創設され、毎年度全国の青少年活動に対する助成を行っており評価できる。今後とも、透明性や公平性の確保を図ることを期待する。

② 法人経営に関する意見

- 独立行政法人として最初の中長期目標期間であったが、理事長のリーダーシップの下、中期目標に示された業務を着実に実施したことは評価できる。次期中長期目標期間においても役職員一丸となって業務運営の改善等に努めることを期待する。
- 今後は、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家及び国立少年自然の家の青少年教育3法人の統合を踏まえ、各法人がこれまで蓄積してきたノウハウを活かして、青少年教育の振興と青少年の健全育成を図ることを期待する。

<p>政策評価・ 独立行政 法人評価 委員会の 意見</p>	<p>本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成16年12月10日付け政委第28号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知及び平成17年11月14日付け政委第18号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。</p> <p>なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗^{ちよく}と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。</p>
<p>ホームページ</p>	<p>法人：http://www.niye.go.jp/(国立青少年教育振興機構) 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/06090106.htm</p>